

納税環境の整備について

令和元年12月12日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

納税環境の整備①(無申告加算税の賦課決定の期間制限)

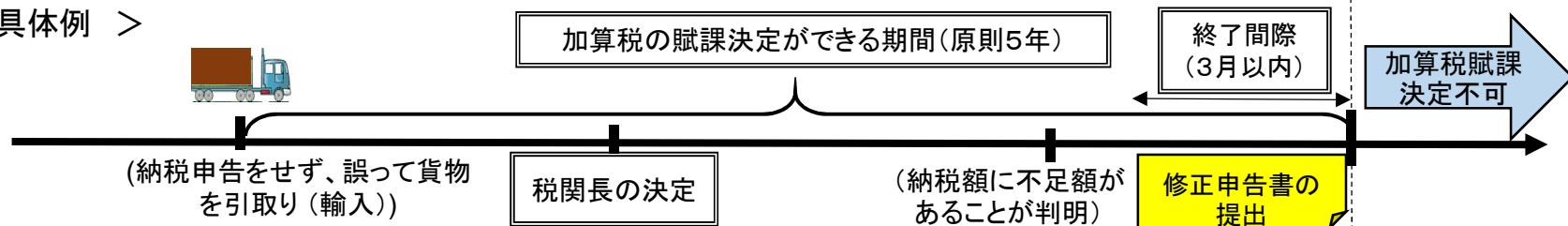
背景

- 内国税においては、①納税申告をせずに税務署長の決定を受けた後に行う修正申告書の提出、又は②期限後申告書の提出が、加算税の賦課決定の期間制限(原則5年)の終了間際に行われる場合に、当該期間制限内に無申告加算税の賦課決定ができず、当該加算税を賦課できない事案が生じている。
- そのため、賦課決定をすることができなくなる日前3月以内にされた①の修正申告書の提出又は②の期限後申告書の提出がされた日から3月を経過する日まで、無申告加算税の賦課決定を可能とするための国税通則法の改正を検討。

関税における規定について

- 関税の加算税の賦課決定の期間制限は、原則として法定納期限等から5年。
- 関税においても、納税申告をせずに税関長の決定が行われる場合、この決定の後、無申告加算税の賦課決定の期間制限が終了する間際に、修正申告書の提出がされる場合があり得る。
- また、AEO輸入者等が行う特例申告については、特例申告書の提出期限を超えて、無申告加算税の賦課決定の期間制限の終了間際に、期限後特例申告書の提出がされる場合があり得る。

< 具体例 >



改正の方向性

- 関税における無申告加算税の賦課決定の期間制限について、内国税と同様の見直しを行うこととしたい。

納税環境の整備②(還付加算金及び延滞税の特例基準割合)

背景

- 内国税においては、現下の市中金利の実勢を踏まえ、租税特別措置法における還付加算金、延滞税（納税の猶予等の場合）等の特例基準割合（※）の引下げ等を検討。

（※） 貸出約定平均金利（前々年10月～前年9月の各月の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合）+1%

<見直しの概要>

	税率	令和元年分 の場合		税率	令和元年分 の場合
還付加算金	特例基準割合 (貸出約定平均金利+1%)	1.6%	➔	還付加算金特例基準割合 (「貸出約定平均金利+0.5%」)	1.1%
延滞税	特例基準割合 (貸出約定平均金利+1%) +7.3%(早期納付を促す)	8.9%		改正なし ※延滞税特例基準割合(「貸出約定平均金利+1%」) +7.3%(早期納付を促す)	
2ヶ月以内等	特例基準割合 (貸出約定平均金利+1%) +1%(早期納付を促す)	2.6%		改正なし ※延滞税特例基準割合(「貸出約定平均金利+1%」) +1%(早期納付を促す)	
納税の猶予等	特例基準割合 (貸出約定平均金利+1%)	1.6%	➔	猶予特例基準割合 (「貸出約定平均金利+0.5%」)	1.1%

関税における規定について

- 関税法における還付加算金及び延滞税の特例基準割合については、租税特別措置法に規定する特例基準割合とされている。

改正の方向性

- 還付加算金及び延滞税に係る規定(特例基準割合)について、内国税と同様の見直しを行うこととした。

納税環境の整備③(外国当局等に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限)

背景

- 内国税においては、税務当局が、納税者の国外取引等について外国当局に情報提供の要請を行う場合、その回答に相当の期間を要し、更正決定等の期間制限(原則5年)を徒過する場合もあるため、当該要請から3年間、更正決定等を可能とするための国税通則法の改正を検討。

関税における規定について

- 関税においても、税関が外国の税関当局等に対して情報提供の要請を行う場合、その回答に相当の期間を要し、更正決定等の期間制限(原則5年)を徒過する場合もあり得る。

改正の方向性

- 外国の税関当局等に対する情報提供の要請を行った場合の更正決定等の期間制限について、内国税と同様の見直しを行うこととしたい。